

牧野雅子 著

『刑事司法とジェンダー』

発行：インパクト出版会 二〇一三年三月  
定価：二〇〇〇円＋税

青山薫（神戸大学国際文化学研究所・ジェンダー／セクシュアリティ研究）

男性性を問う刑事司法は可能か

牧野は、ある連続強姦事件の「真相」を追っている。

「公判で『追及される』犯行動機。ステレオタイプ化された被害者像。検察官によってドラマチックに『代弁』される被害者の声。被告人の頭上を行き交う予定調和の質問。……滑稽だと思った。だが、わたしも、かつてはこうした司法手続きの一端を担っていたのだ。でも、だからこそ、その問いに取り組みたいと思っただ。性暴力を男性の問題として突き返すこと。刑事司法が加害男性をどう扱っているのかをあらわにすること。

そして『調査』が開始された」

(二二二頁)。

とあとがきに書かれた本書は、著者が京都大学に提出した博士論文を加筆修正したものだ。しかし、かつて警察官だった牧野は、本書を執筆するにあたって、警察官として身に付けた知識や技術や執念や正義感に動かされているに違いない。さらに牧野は、当時司法制度のなかで身をもって感じた矛盾に、あるいは一個人の非力さに、社会学の論理とジェンダー分析の視点を身に付けて、今挑んでいる。牧野は、事件の加害者が警察学校の同期生だったことから、「誰も加害者になってほしくない、という突き上げるような思い」



(二二八頁)を込めて、なぜ強姦が行われ、どう繰り返され、それがどう裁かれ、社会的に意味づけられてきたのかを、加害の側に焦点をあてて明らかにしようと試みるのである。「被害者の支援すら不十分な状態で、加害者のことを考えるべきではない」という批判も牧野は受けるが(二二二頁)、結果的に、そんな批判がいかに狭量かも、本書は明らかにしている。

牧野はまず、性暴力を抑止するためと考えられている法による禁止と処罰が、加害者に有利に、被害者に不利に働いてきたことを、これまでの法律実務とジェンダー研究が指摘してきた点に即して整理する。そこで、すでに(女性)被害者の立場に立った法の理論的実務の見直しが進められてきたことも、その不十分さもふくめて解説する。

しかし牧野はさらに歩を進める。「被害者保護を目的として被害者」

ジェンダーの視点を導入しても、加害者に対する法のまなざしが変わり、加害行為が抑止される、とは限らない」と(一二頁)。この穿(うが)つた見方が重要なのは、松浦理英子がかつて喝破したように、女性が強姦によつていかに大きく深い傷を負うか訴えれば訴えるほど強姦されること、のステイグマを追認し強化することになり、次なる加害者はそれを利用して、楽しみさえするという悪循環を断ち切る方法が、そこに見えるからだ。牧野は言う。「この循環を断ち切るためには、被害者ではなく、加害者が依つて立つ価値観を解体しなければならぬ」と。そして、性犯罪加害者についての情報を刑事司法が独占している現状で加害者の価値観を解体するには、刑事司法の加害者に対する姿勢と判断を問題化することが必要だ、と(一三―一四頁)。

そこで本書は、冒頭の連続強姦事件の具体的な捜査と裁判を検証し、そのなかで、警察組織や裁判所の性暴力観にのつとつて法が解釈され、根本的な問題に向き合うことを回避するかたちで――これを「滑稽だ」と牧野は表現したのでらう――当該犯罪が構成されていく過程を明らかにするのである。

綿密な資料調査と公判の傍聴と加害者本人への聞き取りが、牧野の研究の独自性と説得力を支えているのだが、捜査過程をつうじてつくりあげられる犯行動機、求刑のために強調される加害者の悪質さ、そして、それらが何を隠べいしているかを解き明かす部分からは、とくに目が離せない。

捜査の第一歩は、証拠収集のための差し押さえである。この事件において捜査幹部が指定し、裁判官が許可した「差し押さえるべきもの」のなかには、動機を裏付けるものとして「性行為等を描写した雑誌、……ビデオテープ等」がふくまれてい

た。これを牧野は「動機の先取り」と批判する。「刑事司法では……行為を駆動するものとして行為者の内面に存在すると考えられている」動機だが、その取り調べが始まりもしないうちに、捜査において「性的興味に基づいた性的意図の立証という目的が先行し」、それを裁判官が追認している(七四―七五頁)。取り調べでもこの先取りは追認され、加害者の犯行動機は、「妻との性交渉がないことから性的欲求不満に陥っているところに、職場や家庭でのストレスが溜まって自暴自棄になり、その性欲を満たすべく強姦に及んだ」というストーリーにのつとつた供述調書がつくられる。「本能」の語も頻用される。しかし、妻ほか関係者の供述とこのストーリーは矛盾し、ストレスを解消するために他の方法がなかったのかも問われていない。犯行の用意周到さも「本能」を裏付けない。それなのに、取調官が

リードし、上司の決済を経て、組織的な予定調和に受け入れられたストーリーだけが裁判証拠となる。元警察官でこの流れを熟知している加害者も、そのストーリーづくりに加担する。結局、加害者がなぜ強姦に及んだのかは不明のままになる(七五〜九〇頁)。

加害者が、「長い間……見ている筈なのに」どの被害者の顔もまったく覚えていない、という記述は衝撃的で、加害者本人さえ「取り調べの時も困ったんですよ」(九〇頁)、「他の加害者もこんなものなのではないか、教えてください」(一一〇二頁)と、牧野に語っている。牧野はこの忘却を、「被害者を利己的かつ抽象的な対象としてしか見ない、一方的な暴力行為」をする加害者の「悪質さを示すもの」と評価するが、そのように重要であり得る忘却も、供述調書や裁判ではまったく触れられないのである(九〇〜九一頁)。

その代わりに、加害者の悪質さを立証し厳罰を要求するには、「相対的に被害者を貶める戦略がとられることとなる」(一二三頁)。それは、検察官が論告で「本件の強姦被害者らは、いずれも、近い将来、妻となり、母となるはずの若い女性たちであり、ささやかに生活しながらその夢を打ち砕かれ、将来にわたって生涯を忘れることのできない大きな傷を負わされたものであって、被害者らの受けた精神的及び肉体的苦痛は計り知れない」と述べたことに代表されている。牧野によれば、被害者側には「そのような発言が一切見られない」にもかかわらず(一一三頁)。

このような刑事司法のジェンダーバイアスこそが、「被告人を処罰するために被害者を道具として利用」するうえ、「別の事件に利用され、新たな性暴力被害者を生む」(一三三頁)という結論は、コイツラみんなグルだったんだ……と、まさに胸に

落ちる。積年の謎が解けて吐き気に襲われるような、身体的納得感である。

対照的に、牧野が引き出した加害者の語りからは、自分の力を確認し、自信を回復するために、日常の自分を打破する絶対的な悪を計画どおり成し遂げ続けるという、まったくの自己本位かつ性欲だけでは説明できないこの事件の動機や、被害者は強姦被害を知られたくないという、警察官として得たステイグマ効果の知識を加害者が徹底的に利用したことが理解できる。つまり、強姦加害者を減らすには、現行の刑事司法が向き合うことを避けている「本能」でない男性性の成り立ちを、自己本位の他者危害によってではなく、社会的なかかわりのなかで解体する道が必要なのである。

(あおやまかおる)